

書誌第102号追

本州北西岸水路誌

追補第8

令和7年(2025)12月26日発行



海上保安庁

本州北西岸水路誌

追補第8

この追補は、令和4年3月刊行の本州北西岸水路誌の記載事項を更新するもので、令和7年11月21日までに入手した資料を基に編集したものです。

追補は、更新情報を記載した「本文」と、それを検索するため、ページ番号等を記載した「索引」から構成されています。

「索引」については、更新箇所の表題や港名等を記載し、ページ番号順に並べています。

「本文」については、本追補の更新箇所は、灰色背景で赤色文字にて示しています。

【】で囲んだ内容は、削除や差し替えを行うことを意味しています。

図の挿入等によりページ内に収まらない場合は、水路誌本誌とのページ番号を整合させるため、追補においては、便宜的に枝番号を付しています。

令和7年12月26日

海上保安庁海洋情報部

注 意

海上保安庁は、各国が発布した諸法規、宣言、海図及び水路通報・航行警報並びに船舶等からの視認報告のうち、船舶交通の安全の確保と海洋環境の保全という観点から、航海の安全及び環境保全に影響を与える可能性のある情報については、水路通報及び航行警報により周知するほか、海上保安庁の海図その他の航海用刊行物にも掲載するようにしています。

これらの情報を利用するにあたっては、海上保安庁によるこれらの情報提供は、航海の安全等のための利用を目的としており、その内容は日本政府がこれらの諸法規、宣言等を承認したことを意味するものではない点に留意してください。

ページ	更新箇所 (表題、港名等)	備考
	「追補履歴記入表」	
7	気象情報	
12	航路標識	追補第7の当該ページは無効
13	水先人会	追補第5の当該ページは無効
25	ウェブサイトによる情報提供	
114	敦賀港	追補第5の当該ページは無効
121	金沢港	追補第7の当該ページは無効
135	七尾港	追補第7の当該ページは無効
156	新潟港 西区及び付近	追補第5の当該ページは無効
178	秋田船川港 秋田区	追補第7の当該ページは無効

~~気象官署~~——この水路誌の記載区域に関係ある気象官署は次のとおりである。

天気相談所 本書の記載区域に関係のある気象庁の天気相談所は、次表のとおりである。

【表の差し替え】

名 称	電話番号	備 考
札幌管区气象台天気相談所	011-676-5025	北海道地方の気象情報
仙台管区气象台天気相談所	022-290-5320	東北地方の気象情報
気象庁天気相談所	03-5422-1018	北陸地方、関東甲信地方及び東海地方の気象情報
大阪管区气象台天気相談所	06-6949-1300	近畿地方、中国地方及び四国地方の気象情報
福岡管区气象台天気相談所	092-401-0950	九州北部地方、九州南部地方及び奄美地方の気象情報

自動音声案内

各港湾付近及び陸岸寄りの灯光による航路標識は、背後の灯火及び漁火などにより見えにくいことがある。

浮標式 日本国内では、IALA(国際航路標識協会)海上浮標式(B方式)を採用している。

水源 主航路から港湾に接続する航路は港湾側を、また港湾内における航路については、通常船舶が停止して荷役するところを、左舷標識及び右舷標識の方向の基準となる“水源”と定めている。

AIS 信号所 船舶のAIS(Automatic Identification System:船舶自動識別システム)受信機又はAIS重量表示が可能な航海用レーダやECDIS(Electronic Chart Display and Information System:電子海図表示システム)画面上に航行船舶の指標となる航路標識のシンボルマーク等を示すための電波を発射する施設であり、既存の航路標識にAIS局を併置した「リアル:Real」と実際には存在しない航路標識を航海用レーダ等に表示させる「バーチャル:Virtual」がある。

この水路誌の記載区域内には、次の信号所がある。AIS信号所の位置等の詳細は書誌第411号「灯台表第1巻」に記載してある。

信号所名	位 置	種 別	備 考
由利本荘沖海洋観測施設AIS信号所	39° 25.6' N 139° 44.4' E	Real	由利本荘沖海洋観測施設灯に併置

第 6 章 水 先

水 先 区

水先区とは、水先法の適用される区域で、名称及び区域は政令で定めるものをいう(水先法第33条、同法施行令第3条)。この水路誌の記載区域内の水先区は、次表のとおりである。

水 先 区	区 域
境	境港の区域
舞 鶴	舞鶴港の区域
七 尾	七尾港及び付近
伏 木	阿尾鼻〔氷見港北部〕と魚津港北区北防波堤灯台とを結んだ線以南の区域
新 潟	新潟港の区域
酒 田	酒田港の区域
秋 田 船 川	秋田船川港の区域

5

水 先 人 会

各水先区における水先人会の概要は、次表のとおりである。

名称及び連絡先	乗 船 地 点	備 考
境水先区水先人会 TEL 0859-30-2124 FAX 0859-30-2128	35° 33.0' N 133° 19.0' E 付近	<ul style="list-style-type: none"> 水先人用はしごは、都度代理店より要請する。 検疫錨地は大型船の錨地には適さないで、錨泊する場合は、35° 32.5' N 133° 18.6' E 付近を勧める。 美保湾は、避難地として多くの船舶が避泊し、一般船水先人乗船場所が占有されることが多いため、泊地は早めに確保すること。 境港防波堤灯台から143° 2M付近に養殖筏があるので注意すること。
舞鶴水先区水先人会 TEL 0773-77-5587 FAX 0773-77-5587	35° 33.1' N 135° 19.4' E 付近	水先人用はしごは、風下舷に用意すること。
七尾水先区水先人会 TEL 0767-53-1192 FAX 0767-53-1193	荒神鼻上、能登島指向灯を258.8°とする線上、次の2か所が設定されている。 <ul style="list-style-type: none"> 3万総ト未満の船舶 37° 07.4' N 137° 05.6' E 付近 3万総ト以上の船舶 37° 07.6' N 137° 07.0' E 付近 	<ul style="list-style-type: none"> 入港時VHFによる連絡が可能である。 夜間、港口に接近する場合は、少なくとも3M沖合から能登島指向灯の白光を視認航行し、針路左右の漁網に十分注意すること。 港内及び港口付近の航行水路内では通年にわたり、魚索等が多数ある。

<p>伏木水先区水先人会 TEL 0766-44-0173 FAX 0766-44-3391</p>	<p>1 伏木区及び新湊区に入港する船舶は、伏木港西防波堤灯台から 029° 2.5M 付近 (概位 36° 49.9' N 137° 5.5' E) 2 富山区に入港する船舶は、富山錨地付近 (富山港東防波堤灯台から 015° ~020° 0.8~1M 付近) (概位 36° 46.8' N 137° 14.0' E)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・富山区における海図記載の検査錨地は、水深不十分であり、北風がある場合は急速に波浪が起り危険であるので、大型船には不適である。 ・富山湾内には定置漁網が多数あり、陸岸 3M 付近以内に接近する場合は嚴重な注意を要する。
<p>新潟水先区水先人会 TEL 025-244-2320 FAX 025-244-9551</p>	<p>1 新潟港西区入港の船舶 (1) 検査錨地付近 (新潟港西区西突堤灯台から 303° 1.5M 付近) (2) 危険物積載大型船錨地 (新潟港西区西突堤灯台から 284° 1.8M の地点を中心とする半径 800m の円内海域) 2 新潟港東区入港の船舶 (1) 新潟港東区第 2 防波堤灯台から 005° 1.5M 付近 (2) 危険物積載大型船錨地 (新潟港東区西防波堤灯台から 252° 1.8M の地点を中心とする半径 800m の円内海域) 3 LNG 船 新潟港西区第 2 西防波堤先端から 290° 1.4M (概位 37° 59.0' N 139° 03.0' E)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・四季を通じて乗下船は舷梯を使用せず、必ずパイロットラダー又はコンビネーションラダーを使用する。 ・パイロットラダー又はコンビネーションラダーは風浪、うねりを遮蔽する側に用意すること。 又、乗船前に静穏な水面を作るため船速の増減、舵の操作を依頼することがある。 ・錨泊していた船舶は、水先人の乗船が可能な時は抜錨してリーサイドをつくり、乗船に備えること。 ・パイロットボートには VHF 無線機を設置しており、乗船指定時の約 45 分前から開局する。必要であれば、16ch (ニイガタパイロット) で呼び出し、通常 06ch で交信する。なお、新潟港にはポータルラジオ局はない。 ・入港は原則として日出時から日没時いわゆる DAY TIME とする。 ・出港は次日の作業を考慮し原則として 21:00 までとする。 ・気象・海象が操船に不適当な次の状況にあるときは業務を見合わせる。 (1) 風速 15m/s 以上の強風の時。但し、LNG 船・LPG 船等、個別の安全基準がある船はそれによる。 (2) 視程が 1,000m 以下の時。 (3) 津波、又は暴風警報が発令され突風等が予想される時。
<p>酒田水先区水先人会 TEL 0234-43-8306 FAX 0234-43-8309</p>	<p>1 3 万総ト未満の船舶 酒田港南防波堤灯台から 254° 1,090m 付近 2 3 万総ト以上の船舶 上記灯台から 246° 3M 付近 (概位 38° 55.0' N 139° 44.0' E)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・四季を通して舷梯を使用せず、必ず水先人用はしごを使用すること。 ・冬季節風が強く波浪の高い場合は、抜錨後、水先人乗船予定時刻までに乗船場所付近まで進入し、風下舷側中央部に水先人用はしごを用意すること。 ・冬期は圧流のおそれがあるので、あまり港口付近に近寄らないこと。また、夜間錨泊中に強風 (15m/sec 以上) のときは走錨に充分注意すること。
<p>秋田船川水先区水先人会 TEL 018-845-3178 FAX 018-845-7661</p>	<p>1 秋田区 39° 48.1' N 139° 57.5' E 付近 2 船川区 39° 50.7' N 139° 54.0' E 付近</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田区の陸岸寄り 3M 以内には漁網等があるので注意すること。 ・05:00~09:30 の時間帯に大型フェリーが出入りするので、秋田船川港における港内交通の原則 (問合せ先: 秋田海上保安部) を遵守すること。 ・秋田湾の略中央付近に 3 箇所の漁礁が存在するが、漁礁上の通過航行は差し支えない。ただし、投錨は禁止されている。

ウェブサイトによる情報提供

1 水路通報、航行警報及び灯台表第 1 巻追加表及び水路誌追補は、ウェブページでも入手できる。

- 水路通報 <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/tuho/nm.html>
- 航行警報 <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>
- 灯台表第 1 巻追加表 https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/shoshi/toudai/j_toudai.html
- 水路誌追補 <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/shoshi/tsuiho/supplement.html>

2 各管区海上保安本部及び部署等では、航海の安全情報及びイベント等の最新情報をウェブサイトで提供している。

	海上保安本部等	U R L
第二管区	第二管区海上保安本部	https://www.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/
	第二管区海上保安本部海洋情報部	https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN2/
	備考：第二管区海上保安本部管下の海上保安部（青森、秋田、酒田）は、第二管区海上保安本部にリンクされている。	
第七管区	第七管区海上保安本部	https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/
	第七管区海上保安本部海洋情報部	https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN7/top.htm
	備考：第七管区海上保安本部管下の仙崎海上保安部は、第七管区海上保安本部にリンクされている。	
第八管区	第八管区海上保安本部	https://www.kaiho.mlit.go.jp/08kanku/
	第八管区海上保安本部海洋情報部	https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN8/
	備考：第八管区海上保安本部管下の海上保安部（敦賀、舞鶴、境、浜田）は、第八管区海上保安本部にリンクされている。	
第九管区	第九管区海上保安本部	https://www.kaiho.mlit.go.jp/09kanku/
	第九管区海上保安本部海洋情報部	https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN9/
	備考：第九管区海上保安本部管下の海上保安部（新潟、伏木、金沢、七尾）は、第九管区海上保安本部にリンクされている。	

海の安全情報

海上保安庁では、プレジャーボートや漁船等の操縦者、海水浴や釣り等のマリンレジャー愛好者の方々に対して、全国各地の灯台等で観測した気象・海象の状況、気象庁が発表する気象警報・注意報、ミサイル発射や避難勧告等に関する緊急情報、海上工事や海上行事等の状況に関する海上安全情報、海上模様が把握できるライブカメラ映像等を「海の安全情報」として、ウェブページ、電子メール等を通じて提供している。

海の安全情報 URL <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/>

第 10 章 法 規

港則法 港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的として定められた法律で、入出港、航法、航行管制信号、停泊方法、危険物、水路の保全、灯火などについて定めている。

この水路誌の記載区域内では、新潟港に航行管制信号、新潟港、秋田船川港に進路の表示の特別の規則等が定められている。詳細は、第 3 編「沿岸・港湾記」の各関係港湾に記載している。

1 進路の信号 船舶は、港内又は港の境界付近を航行するときは、進路を他の船舶に知らせるため、海

障害物 常宮湾に多数の険悪物がある。

入港上の注意 港口から港奥までの水深は深く、地形が分かりやすいので、昼夜とも容易に入港できる。しかし、湾口の西側及び東岸には定置網があるので、注意が必要である。浦底湾に入る場合は、湾口の灯浮標 (35° 44.0' N 136° 02.6' E) を完全にかわしてから湾の中央部を通航する。

航泊制限 引火性危険物積載タンカーの引火による事故を防止するため、一般船舶は、港内に停泊中の同タンカー (タンク船を含む) から 30m以内の海面に立ち入ることが禁止されている。なお、同タンカーは、港内停泊中、夜間でも容易に視認しうる「引火性危険物積載中」の垂れ幕等を掲げている。

港湾施設

名称	概位	長さ (約m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考	
鞍山北岸壁	A	35° 40.5' N 136° 04.5' E	130	7.5~12.5	5,000×1	
	B		240	12~13	30,000×1	
	C	35° 40.7' N 136° 04.3' E	240	12~14	30,000×1	
	D		240	9.5	20,000G/T×1	カーフェリーが発着
鞍山南岸壁	A	35° 40.1' N 136° 03.9' E	280	14~14.5	50,000×1	クレーン1基
	B	35° 40.1' N 136° 04.1' E	180	13.5~14	50,000×1	
金ヶ崎岸壁	C	35° 39.8' N 136° 04.2' E	170	9~9.5	10,000×1	
	D		130	7.5	5,000×1	
桜岸壁	E	35° 39.6' N 136° 04.3' E	100	5~6	2,000 G/T×2	
	F		90			
蓬萊岸壁	G	35° 39.6' N 136° 04.1' E	390	5.5~6.5	6,000 G/T×3	
	H					
	I					
川崎松栄岸壁	A	35° 39.6' N 136° 03.9' E	200	7~7.5	10,000 G/T×1	
	B	35° 39.7' N 136° 03.7' E	370	8.5~9.5	15,000 G/T×2	クレーン1基
	C					

上表のほか、鞍山北岸壁の南側に北陸電力・敦賀セメント共同岸壁 (係船能力 60,000D/W×1) 及び巡視船専用岸壁等がある。

水先 水先法という水先区ではないが、水先の要請は敦賀海陸運輸(株) (TEL 0770-22-3111) が連絡取り次ぎを行う。

最大入港船舶 2025年9月24日、客船 DIAMOND PRINCESS (115,875t、喫水 8.5m) が鞍山南岸壁に着岸した。

錨地 常宮湾は、水深 20m前後、底質泥で錨かきが良く、小型船向きの好錨地である。

浦底湾は、南東風の強吹時を除き、中央部の水深 20m前後、底質泥の所が良く、500 t 級船舶が錨泊できる。

検疫錨地は、常宮湾口にある。危険物積載船が錨泊する時は、検疫錨地及び敦賀港第 2・4 区 (鞍山防波堤先端から 0.6 海里以内及び同先端から真方位 0 度に引いた線以西を除く) で陸岸から安全距離を確保した場所に錨泊しなければならない。

錨泊上の注意 湾内東岸及び西岸の 500m沖合までは、小型定置網及び養殖筏等が多数設置されている。また北寄りの風の強吹時は、常宮湾又は浦底湾に避泊するとよい。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、敦賀港事故防止連絡協議会 台風・津波等対策委員会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している (問合せ先: 敦賀海上保安部)。

最大入港船舶 2025 年 9 月 20 日、客船 MSC ベリッシマ（171,598 t、喫水 8.7m）が大浜ふ頭に着岸した。

錨地 旧金石港（36° 36.2′ N 136° 35.4′ E）の北から北西方の沖合 0.7～1M の水深 11～16m 付近は底質細砂で、かつ、遠浅であり、はえ縄、刺網等の漁具が多数あるので、錨泊には注意が必要である。検査錨地は大野灯台の北西方約 1.4M にある。

錨泊上の注意 冬季北西風の強吹時は、走錨の危険があるので錨地には向かない。

なお、岸壁係留中の船舶は、北西風の強吹時でも係留に支障はない。

台風・津波等対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、金沢港台風・津波等対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達を実施するとともに、金沢港長から港則法に基づく警戒勧告、避難勧告の発出、解除を行っている。（問合せ先：金沢海上保安部）

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
金沢海上保安部（港長）	076-267-0511	名古屋植物防疫所 伏木富山支所小松空港出張所	0761-24-1406
大阪税関金沢税関支署	076-268-9181	名古屋出入国在留管理局 金沢出張所	076-222-2450
新潟検疫所金沢・七尾出張所	0761-21-3767 (小松空港出張所へ連絡)	石川県金沢港湾事務所	076-268-1201
動物検疫所 中部空港支所小松出張所	0761-24-1407 (小松空港内)		

通船 通船がある。

引船 引船がある。

補給 清水が補給できる。給油船がある。

修理 小さな造船所があり、100 t 以下の船舶の修理ができる。

廃油処理施設

事業者名	申込先	利用時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
(株)ダイセキ	北陸事業所 076-275-6585	0900 ～ 1600	水バラスト、スロップオイル、コレクトオイル、タンク洗浄水、ビルジ、スラッジ、その他	水バラスト、タンク洗浄水、スロップオイル、スラッジ、その他

医療施設

名称	電話番号	備考
石川県立中央病院	076-237-8211	
済生会金沢病院	076-266-1060	

滝 崎～猿山岬（海図W1161）

概要 滝崎～猿山岬間の約 25M は、能登半島の西岸で、ほぼ中央に**海士崎**がある。

海士崎の南に**福浦港**（37° 05.1′ N 136° 43.3′ E）（港則法適用港）（JP FRJ）、**富来漁港**などの諸港がある。

水先 七尾水先区水先人会に要請する。(第1編総記 第6章水先参照)

航泊制限 一般船舶は、港内に引火性危険物積載タンカー(タンク船を含む)が停泊している間、同タンカーから30m以内の水面に立ち入ってはならない。なお、同タンカーは「引火性危険物積載中」と表示された垂れ幕等を掲げている。

港湾施設

名称		概位	長さ (約m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考
大田 ふ頭	大田物資別専門岸壁	37° 03.5' N 136° 59.5' E	185	未測	—	岸壁倒壊
	大田2号岸壁	37° 03.5' N 136° 59.6' E	185	9.5~10	15,000×1	
	大田3号岸壁	37° 03.5' N 136° 59.4' E	260	11.5~12	18,000×1	
大田けい船杭		37° 03.6' N 136° 59.8' E	200	10	12,000×1	
第2ふ頭東側岸壁		37° 03.1' N 136° 58.8' E	165	9	10,000×1	
第1 ふ頭	東側棧橋	37° 03.1' N 136° 58.6' E	180	未測	—	岸壁倒壊
	西側棧橋	37° 03.1' N 136° 58.5' E	220	7.5	旅客船 15,000×1 貨物船 6,000×1	耐震岸壁

上表のほか、小泉埼の南南東方約0.5MにENEOSグローブガスターミナル棧橋(係船能力60,000D/W×1隻)及び雌島東南東方0.5M付近に北陸電力七尾大田火力発電所専用棧橋(係船能力2,000~60,000D/W×3隻)がある。

最大入港船舶 2018年2月11日、貨物船AKATSUKI(57,036t、喫水14.4m)が北陸電力七尾大田火力発電所専用棧橋(37°04.2'N 137°00.2'E)に着棧した。

錨地 港内は浅瀬が点在し、錨地としては狭隘である。第2区にある検疫錨地付近は、水深約17m、底質泥で北西の風を防ぎ5,000t以下の船舶の錨泊に適する。第2区から第3区にまたがる水深10m以上の場所は、1,000t以下の船舶が多く利用する。

危険物積載船が錨泊するときは、第2区又は第3区に錨泊しなければならない。

錨泊上の注意 港内の水深は比較的浅く検疫錨地の水深は、17m前後であり、南西の強風が連吹した場合、走錨のおそれがある。港内一帯は、へドロが堆積した状態であり、錨かきが悪いので注意を要する。七尾港第13号灯浮標(37°05.3'N 136°59.7'E)を中心とする半径600mの円内海域及び大瀬灯浮標(37°05.2'N 136°58.3'E)を中心とする半径約350mの円内海域は、それぞれ大型船が変針する海域であるため、この海域を避けて錨泊する必要がある。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、七尾港台風等・津波対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している(問合せ先:七尾海上保安部)。

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
七尾海上保安部(港長)	0767-53-7118	石川県七尾港湾事務所	0767-53-0440
大阪税関金沢税関支署 七尾出張所	0767-52-0689	北陸信越運輸局 石川運輸支局七尾庁舎	0767-53-1120

引船 引船がある。

補給 清水及び燃料油が補給できる。給油船は伏木富山港から来る。

修理 造船所が数社あり、400t以下の船舶を造修できる。

目標

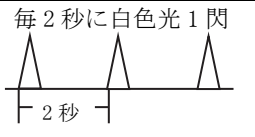

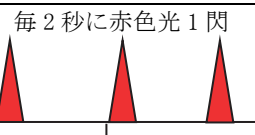

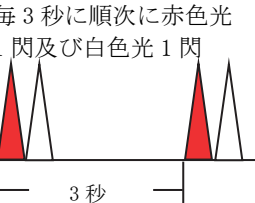

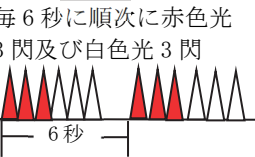

地物名	概位	備考
煙突	37° 56.8' N 139° 04.9' E	高さ122m、赤白塗、火力発電所構内に1基
山の下みなとタワー	37° 56.7' N 139° 04.3' E	高さ約40m、新潟みなとトンネルの立坑、頂部円筒形
入船みなとタワー	37° 56.6' N 139° 03.7' E	高さ約40m、新潟みなとトンネルの立坑、頂部円筒形
無線塔	37° 55.3' N 139° 03.1' E	高さ93m、赤白塗、パラボラアンテナ付
朱鷺メッセ	37° 55.5' N 139° 03.6' E	高さ約140m、灰色、31階建、頂部付近に赤灯点灯
著屋	37° 55.1' N 139° 03.4' E	高さ約105m、ガラス張り20階建（新潟日報メディアシップ）、頂部に赤灯点灯
著屋	37° 55.4' N 139° 02.6' E	高さ125m、灰色、20階建（NEXT21）、上部尖塔は夜間照射され、頂部に赤灯が点滅

針路法 冬季、西区に入港する場合、第2西防波堤の北北東方から進入しようとする、北西の強風と川の流りに圧流されて陸岸に接近するおそれがあるから、できるだけ第2西防波堤の北北西方から接近する。

港口に接近したならば、西突堤基部南側にある新潟信号所(37° 56.7' N 139° 03.8' E)と無線塔(目標の項参照)とを一線に見て進入し、新潟港西区西突堤灯台(37° 57.5' N 139° 04.1' E)付近から適宜水路の中央を通して入港する。

信号 新潟信号所(37° 56.7' N 139° 03.8' E)で、航行管制信号を行っている。

航行管制 (港則法第36条の3第1項、同施行規則第20条の2) 西区へ出入港する一定の船舶の行き会いを防止するため航行管制が行われ、次表のとおり新潟信号所で行う信号に従って航行しなければならない。**【表の差し換え】**

名称	信号の方法		信号の意味
	閃光による信号 (昼夜間)	形象物による信号 (昼間のみ)	
入航信号	毎2秒に白色光1閃 	黒色の上向き円すい形形象物1個 	入航船は入航可 総トン数500t(油送船は300t)以上の出航船は、運航を停止して待機 総トン数500t(油送船は300t)未満の出航船は、出航可
出航信号	毎2秒に赤色光1閃 	黒色の方形形象物1個 	出航船は出航可 総トン数500t(油送船は300t)以上の入航船は、水路外で待機 総トン数500t(油送船は300t)未満の入航船は、入航可
入出航禁止信号	毎3秒に順次に赤色光1閃及び白色光1閃 	黒色の鼓形形象物1個 	総トン数500t(油送船は300t)以上の入航船は、水路外で待機 総トン数500t(油送船は300t)以上の出航船は、運航を停止して待機 総トン数500t(油送船は300t)未満の入出航船は、入出航可
港長許可船以外入出航禁止信号	毎6秒に順次に赤色光3閃及び白色光3閃 	縦に上から黒色の鼓形形象物1個及び赤色の方旗1旗 	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航禁止

本港	中島1号岸壁	39° 45.3' N 140° 03.5' E	161	8.5~9	10,000×1	
	中島2号岸壁	39° 45.4' N 140° 03.4' E	185	9.5	15,000×1	
	中島3号岸壁	39° 45.5' N 140° 03.3' E	185	9~9.5	15,000×1	
	北ふ頭A岸壁	39° 45.3' N 140° 03.5' E	122	6~7	5,000×1	
	北ふ頭B岸壁	39° 45.3' N 140° 03.6' E	155	6~6.5	5,000×1	
	南ふ頭C岸壁	39° 45.2' N 140° 03.6' E	155	4.5~5	2,000×1	
	南ふ頭D岸壁	39° 45.1' N 140° 03.6' E	90	5.5	2,000×1	
	下浜-5m岸壁	39° 45.0' N 140° 03.8' E	345	3.5~5	1,000×4	魚市場がある
内港	寺内ふ頭岸壁	39° 44.7' N 140° 04.0' E	200	6~7	5,000×2	
向浜	向浜-7.5m 1号岸壁	39° 44.9' N 140° 03.7' E	130	7	5,000×1	
	向浜-7.5m 2号岸壁		130		5,000×1	
	向浜-10m 1号岸壁	39° 45.0' N 140° 03.4' E	186	8.5~9	15,000×1	
	向浜-10m 2号岸壁	39° 45.1' N 140° 03.3' E	186	8~8.5	15,000×1	
	向浜-10m 3号岸壁	39° 45.2' N 140° 03.2' E	185	8.5~10	15,000×1	
	向浜-12m岸壁	39° 45.3' N 140° 03.1' E	240	12	30,000×1	

最大入港船舶 2025年9月19日、客船 MSC ベリッシマ（171,598 t、喫水 8.7m）が中島2号・3号岸壁に着岸した。

錨地 危険物積載船が錨泊するときは、第2区に錨泊しなければならない。

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
秋田海上保安部（港長）	018-845-1624	横浜植物防疫所新潟支所秋田出張所	018-845-1411
函館税関秋田船川税関支署	018-845-0735	仙台検疫所秋田船川出張所	018-846-8280
東北運輸局秋田運輸支局	018-863-5811	秋田県秋田港湾事務所	018-845-2021
仙台出入国在留管理局秋田出張所	018-895-5221		

引船 引船がある。

補給 清水、燃料油の補給ができる。給油船がある。

医療施設

名称	電話番号	備考
市立秋田総合病院	0570-01-4171	
秋田厚生医療センター	018-880-3000	

海上交通 敦賀港・新潟港及び苫小牧港との間にカーフェリー便（18,229 t）がある。